

2022年5月31日
2023年1月26日改訂

新専門医制度のお知らせ（29）
～ 必修講習 B 受講について ～

専門医制度委員会 担当理事 緒方 直史

この度、新専門医制度におけるリハビリテーション専門医の更新基準を変更することになりました。主な変更点は以下になります。

- 1) 日本専門医機構は、従来更新に必要な共通講習（日本リハビリテーション医学会学術集会で規定講習会として開催されているものを含む）として「医療安全」、「医療倫理」、「感染対策」の3つを規定していました。この度日本専門医機構は、従来の3つを「必修講習 A」とし、更に「必修講習 B」として、医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済（保険医療等）、両立支援の5項目を追加しました。
- 2) 必修講習 A と必修講習 B の合計 8 項目は、更新者全員の受講を必須としますが、学会専門医から更新した機構認定専門医については、必修講習 B の受講を 2025 年度まで猶予しますので、認定期間が 2026 年 3 月 31 日までの更新対象者は必修講習 B の受講は免除されます。認定期間 2026 年 4 月 1 日以降の更新者は、必修講習 A の 3 つに加えて必修講習 B の 5 つを更新までに受講する必要があります。
- 3) 以上に伴い、専門医更新に必要な共通講習の取得単位は、従来の最小 3 単位、最大 10 単位から、最小 8 単位、最大 10 単位に変わります。なお従来通り、最大 10 単位までの範囲内において、この共通講習受講による単位数は専門医更新に必要な 50 単位に含めることが可能です。従って認定期間が 2026 年 3 月 31 日までの更新対象者が必修講習 B を受講しても更新単位に含めることができます。
- 4) 2018 年度より開始になった新専門医制度により機構専門医となった者に関しては、猶予期間はなく、更新のために必修講習 A と必修講習 B の合計 8 単位が必要です。但し今回変更された専門医更新基準の別添資料③（今回の変更で追加）に定める「多様な地域における診療実績」が認定された場合は、必修講習 B（5 項目）が免除され、共通講習の必須単位は必修講習 A の最小 3 単位となります。

不明な点がある場合は、メールまたは FAX にて下記までお問い合わせください。回答にお時間を頂く場合がありますので、ご了承ください。なお電話でのご質問には基本的にお答え致しません。

問合せ先：公益社団法人 日本リハビリテーション医学会 専門医制度委員会
E-mail（新専門医制度専用）：sinseido@jarm.or.jp、 FAX：03-5280-9701